

報道被害の経済分析¹

～損害賠償額高額化の是非を問う～

東北大学 西澤昭夫研究会 産業分科会

五十嵐翔 栄谷奈々 佐藤貴文
佐藤奈津美 庄司知世 高井暖司
高橋桃子 野亦弘晃 本間亮太

2009年12月

¹本稿は、2009年12月12日、13日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2009」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、西澤昭夫教授（東北大学）をはじめ、法律解釈に関して御協力頂いた森田果准教授（東北大学）と菱田雄郷准教授（東北大学）、計量分析に関して御協力頂いた松田安昌准教授など、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

本稿の目的は、報道被害を抑止するために損害賠償額の高額化を提言することである。

報道被害とは、マスメディアが取材や報道において表現の自由を濫用することによって、被報道者である市民が名誉を毀損されたりプライバシーを侵害されたりすることであり、被報道者を含む関係者が日常生活に支障をきたすものである。一般に報道の自由は日本国憲法によって保障されており、報道に関する紛争が起きた場合は個人間の交渉あるいは民事訴訟によって解決される。

2009年5月21日、裁判員制度が開始された。裁判員は一般市民から選出されるため、報道のあり方によっては裁判員の量刑判断等に重大な影響を及ぼしかねない。また近年、大きな報道被害が起きるたびにマスメディアのあり方が問われている。しかし、個人情報保護に対する社会的な意識の高まりは見られるものの、法務局にはいまだに報道被害に関する相談が相次いでいる状況である。報道による人権侵害は補償されるだけでなく、抑止されなければならないと考える。講じられている報道被害への対策を調べ、その問題点を洗い出してみたところ、マスメディアの姿勢が報道被害を自ら抑止することに消極的であることがわかった。そこで私たちは、マスメディア自身が報道被害を抑止しようとするインセンティブになる政策を提言する。

報道被害の抑止効果を期待できる対策として名誉毀損訴訟での損害賠償額に注目した。その理由は、特許法においては現行法上で損害賠償に抑止という機能を持たせた算定方法が導入され、実際に賠償額が高額化しているからである。私たちはこれを損害賠償にも当てはめられないかと考えた。先行研究としては升田(1997)、塩崎(2001)、松村・中村(2006)、浜田(1977)、三島(1973)をレビューし、そこから得られた結論として、損害賠償額が報道被害の抑止に関わっていることを経済学的理論により考察した論文は今までにないことが明らかになった。そこで、損害賠償額が報道被害に抑止効果をもたらすのではないかとこの仮説をたてて、実証分析するに至った。

そして、実証分析により実際に損害賠償額の高額化が報道被害に対して抑止効果を持つことを明らかにした。そして、損害賠償額が報道被害の抑止に影響するメカニズムについて考察するため、報道被害を起し得るマスメディアの3つの性格を挙げ、そのうちの1つである利益至上主義に基づく効用最大化と費用最小化の行動が、損害賠償額の影響を受けているのではないかと仮定した。その証明のための理論的考察においては、まず Becker(1968)の犯罪に関する理論を不法行為に応用し、期待効用の視点から損害賠償額が効用最大化を目指す利益至上主義に影響を与えることを明らかにした。そして Cooter(1997)の理論に基づき、損害賠償額がマスメディアの報道被害への予防にどのように影響を与えるかを分析し、損害賠償額が低い場合には費用を最小化するためにマスメディアは予防を怠ることを明らかにした。以上の理論的考察から、損害賠償が報道被害の抑止に影響を与えるメカニズムに、マスメディアの利益至上主義という性格が関わっているという仮定を証明することができた。

現在までの法律家の一般的な見解や、先行研究などでは損害賠償額は低額であると指摘され、高額化を主張されていたが、意味あいとしては被害者救済の事後的なものであり、根拠

としては乏しかった。そこで私たちは、報道被害抑止の観点から高額化すべきということを分析により実証した。したがって、この結果をふまえて、私たちは損害賠償額の高額化を提言する。さらに報道被害抑止の機能を強めるために、損害賠償額を高額化するもう 1 つの手段として、法制度を改正し民事罰を導入することを提言し、現在の日本の法制度を問い直す。

目次.....	5
はじめに.....	6
第 1 章 現状整理.....	7
1.1 問題意識.....	7
1.2 報道被害の定義.....	9
1.3 報道被害への対策例と問題点.....	9
第 2 章 損害賠償額高額化の効果.....	12
2.1 先行研究と本稿の位置付け.....	14
2.2 損害賠償額の現状.....	17
2.3 実証分析.....	21
第 3 章 報道被害発生と抑止の構造.....	21
3.1 報道被害発生 of 仕組み.....	21
3.2 利益至上主義への着目.....	22
3.3 利益至上主義と損害賠償額の関係性.....	22
3.4 理論的考察.....	23
第 4 章 政策提言と今後の展望.....	31
4.1 政策提言～損害賠償額の高額化～.....	31
4.2 展望.....	32
先行論文・参考文献・データ出典.....	33

はじめに

私たちは、大量の情報が提供され続けている社会で生活を送っている。技術の進歩に伴いながら、多くの情報を得られるようになった環境は非常に便利である。特に今の情報社会を支えるのはインターネットの普及が大きいのではないだろうか。そのような状況に屈しまいと、テレビ局や新聞社、出版社といったマスメディアも必死に情報社会を生き抜こうとしている。こうした激しい競争の中だからこそ生じてしまうのが、マスメディアによって被報道者の人権が侵害されるという報道被害である。マスメディアは、他の報道機関との差別化を図ろうと、情報の受け手である私たちの興味を惹くようなセンセーショナルな話題を提供することが多くあり、それを実感したことのある人も少なくないはずである。マスメディアは真実を伝えるべき存在であるはずだが、その責任感を見失っているのではないだろうか。私たちは本稿において、そのマスメディアの姿勢を問い直し、報道被害を抑止すべく政策を提言したい。

第1章では、私たちが抱く報道被害への問題意識について述べることから始める。そして、これから考察していく報道被害を定義付けし、現在取り組まれている報道被害の対策例を挙げ、その対策の問題点も明らかにする。

第2章では、報道被害を抑止するための手段として損害賠償額の高額化に着目し、名誉毀損における損害賠償額についていくつかの先行研究を取り上げる。次に本稿の位置づけを述べ、先行研究を踏まえた上で損害賠償額の現状を明らかにする。さらに、損害賠償額の高額化がもたらす報道被害の抑止効果を確認するために、パネルデータを用いた実証分析を行う。

第3章では、前章で明らかにした損害賠償額の高額化が報道被害の抑止につながる構造を、マスメディアの持つ性格から考察していく。特に、利益至上主義という報道被害に直結する性格に着目し、効用最大化と費用最小化という行動が、損害賠償額から影響を受けているかどうかを経済学的に理論考察する。

第4章では、まず、最高裁判所に向けて損害賠償額の高額化を提言する。ここでは、民事訴訟における高額化を提言するが、損害賠償額に抑止効果を持たせるために現行法の見直しの必要性についても言及する。さらに、損害賠償額を高額化することで、マスメディア自身が報道被害を事前に抑止するインセンティブになることに言及する。最後に、本稿の残された課題として、利益至上主義を解決することだけでは改善されない問題と、表現の自由との兼ね合いの2点について、今後の議論の必要性を述べる。

第1章 現状整理

本章では、まず私たちが報道被害に問題意識を感じた経緯を3つの事例を挙げながら述べる。そして、報道被害を定義付けし、なぜ報道被害が相次ぐのかを考察するため、現在取り組まれている報道被害への対策例と問題点を挙げる。そこから、報道被害をマスメディア自身で事前に抑止するための取り組みが不十分である現状が明らかになり、その解決について次章以降で論じていく。

1.1 問題意識

まず、私たちが抱いている報道被害への問題意識を明示する。インターネットの普及に伴って加速するマスメディア間の競争は、報道被害を生じさせ易くしている。ますます高度な情報社会が築かれ、その競争の勢いが衰えることがない今、報道被害を起こすマスメディアの在り方は早急に解決しなければならない。

ここで、報道被害の代表例である松本サリン事件と、近年の激しいマスメディア競争の中で報道被害が生じた香川三人行方不明事件について述べる。

「松本サリン事件」

・ 事件内容

1994年6月27日の夕方から翌6月28日の早朝にかけて、長野県松本市北深志の住宅街に、化学兵器として使用される神経ガスのサリンが散布され、7人が死亡、660人が負傷した。

28日、警察は第一通報者であった河野義行氏宅を被疑者不詳殺人容疑で家宅捜索し、薬品類など数点を押収した。河野氏には毒ガスの後遺症があったにもかかわらず、重要参考人としてその後連日にわたる取り調べが行われた。河野氏は、弁護団を結成したり、集会やシンポジウムを開いたりすることで、身の潔白を自ら証明するための活動を行ったが、地下鉄サリン事件の発生により、オウム真理教が真犯人であると判明するまで、疑惑の目を向けられ続けた。

・ 報道被害

河野氏宅が強制捜索された翌日から、朝日新聞「会社員宅から薬品押収 農薬調合に失敗か」など、河野氏を犯人視する報道が相次いだ。犯人視報道の多くは情報の出所が不明確で、検証も行われていない誤報であった。事件発生当初から、実名報道や個人情報の掲載など、冤罪を助長するような報道が行われた。また、自宅や病院への執拗な取材や、河野氏の長男への自白を強要するような取材、報道を信じた者による嫌がらせの電話や脅迫状などの被害もあった。

「香川三人行方不明事件」

・ 事件内容

2007年11月16日の早朝、香川県坂出市林田町に住む山下清氏から、長女と次女、そして姉妹の祖母の3人が行方不明であると届け出があった。

27日、祖母の義弟が逮捕され、28日には容疑者の供述から3人の遺体も発見された。

・ 報道被害

警察は事件に巻き込まれた可能性があるとして捜査し、また、争った形跡がないことや、近隣で悲鳴を聞いたという情報もないことから、面識のある人物の犯行である可能性も示唆していた。このことと、山下氏が事件発覚当初の取材に協力的であったことから、マスメディアでは山下氏を犯人視するかのよう報道があり、被害者家族の私生活に注目が集まった。取材陣に取り囲まれ、車で追跡されることまでであった²。

松本サリン事件で報道被害が生じてから13年以上が経過し、その間にいくつかの報道被害への対策が講じられてきたにもかかわらず、マスメディアは香川三人行方不明事件で同じような過ちを繰り返した。このままでは、情報社会の激しい競争の中で、マスメディアが真実を伝えるという責任を果たそうと、自らの行動を省みることは考えにくい。

また、私たちは、裁判員制度の開始に伴って、マスメディアの在り方に注目が集まっていることから、報道被害を解決する必要性を感じている。日本新聞協会や日本民間放送連盟も、取材や報道に関する指針を公表している。それにもかかわらず、裁判員制度施行当日に被疑者が逮捕された中央大学教授刺殺事件に関してのマスメディアの報道には不信感が募るものがあつた。

「中央大学教授刺殺事件」

・ 事件内容

2009年1月14日の午前、中央大学後楽園キャンパスで男性教授が背中などを刺され死亡しているのが発見された。犯人と思われる男の目撃情報があつたにもかかわらず、被疑者が逮捕されたのは4ヶ月後の5月21日で、教授の元教え子であつた。

・ 報道被害

逮捕の報道とともに、マスメディアは被疑者の過去の生活について探る取材も始めた。被疑者の学歴や大学在学時の印象、職を転々としていたことにまで言及しており³、事件とは直接関係のなく、被疑者に対して暗いイメージを与えるような報道を行った。日本新聞協会の指針には「被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは、当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う。4」という項目があるが、この過剰な報道は、必要な範囲内に留まっているとは言い難いものであつた。

このような報道の姿勢は、裁判員制度が導入された今、裁判員の量刑の判断に重大な影響を与えかねない。先に述べた二つの例と、この中央大学教授刺殺事件は、報道被害者が犯罪被害者か犯罪加害者かという違いはあるものの、誤報を招き得る過剰報道を無責任に行ってしまうというマスメディアの在り方は共通している。私たちは、このような責任感のないマスメディアによる報道被害で、悩み苦しむ人が存在すること、そして裁判員制度での量刑の

² 2007年12月7日発行週刊朝日

³ 2009年5月22日発行朝日新聞朝刊、2009年5月23日発行朝日新聞朝刊

⁴ 日本新聞協会「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」より抜粋

判断に影響する可能性があること、この2点に強い問題意識を感じ、解決につながる手段を提言したいと考えた。

1.2 報道被害の定義

私たちが考察していく報道被害を定義付けしたい。そこで、先行研究や救済団体で述べられている定義をいくつか挙げる。

「テレビ、新聞、雑誌などの報道によって伝えられた人々がその名誉を毀損されたり、プライバシーを侵害される人権侵害のことで、生活破壊、近隣や友人からの孤立をもたらすもの」(梓澤和幸 2007「報道被害」岩波書店 p. 22 より引用)

「犯罪その他、社会的に関心のある事件・出来事についてマスコミ報道されるとき、誤った報道、行き過ぎの報道・取材により、報道された方の職業、家族との生活、人間関係などを一挙に破壊してしまうのが、報道被害です。その被害は「社会的抹殺」とも形容されるほど深刻なもので、回復困難となります。」

(LAMVIC 報道被害救済弁護士ネットワーク HP より引用)

「本来、市民の人権を守るために存在するメディアが、取材や報道によって市民の人権を侵害していること、つまりメディアが、取材・報道された人に被害をもたらす〈加害者〉となっている現実を端的に物語る言葉」

(人権と報道・連絡会 HP より引用)

以上の3つの定義に共通している点は、報道被害とは、マスメディアが市民を報道するにあたり、被報道者の生活に影響を及ぼすような被害を加えるものを指すということである。私たちは、その報道にかかわる過剰な取材についても、マスメディアが改めねばならない姿勢であると捉え、また、マスメディアは人権を侵害しない範囲内で表現の自由を行使できるという憲法上の解釈から、報道被害を以下のように定義付けしたい。

「報道被害とは、マスメディアが表現の自由を濫用し、取材や報道において、被報道者である市民の名誉を毀損し、プライバシーを侵害するような人権侵害を生み、市民の生活に影響を及ぼすもの。」

1.3 報道被害への対策例とその問題点

現在、報道被害への対策として取り組まれている代表的な例を5つ挙げ、問題点を明らかにする。

1.3.1 対策例

○BPO (放送倫理・番組向上機構)

BPOとは、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、独立した第三者の立場から対応している、非営利・非政府の団体である。日本民間放送連盟(民放連)および日本放送協会(NHK)によって設置された。BPOには、「放送倫理検証委員会」、「放送と人権等権利に関する委員会」、「放送と青少年に関する委員会」と3つの委員会があり、各放送局は、BPOの委員会から放送倫理上の問題が指摘された場合、具体的な改善策を含めた取組状況を一定期間内に委員会に報告し、BPOはその報告等を公表することを行っている。

○新聞社の苦情処理機関

自主規制システムの1つで、報道に関して編集・報道部門からは独立して意見を述べ、是正のための取り組みにあたる機関である。一般市民の立場を代弁するという趣旨で苦情を受け付け、報道の内容審査を行う。

○民事訴訟

私人間の生活関係に関する紛争につき、民事上の争いの中で、示談により解決しなかった場合に裁判にて判決を出す。訴訟手続きは民事訴訟法および民事訴訟規則などに基づいて行われる。名誉毀損で訴えた場合の損害の回復の手段は、金銭による賠償が原則である。しかし、名誉毀損については、民法 723 条により、「名誉を回復するのに適当な処分」を裁判所が命じるとされている。この措置により、名誉毀損によって低下した社会的評価の回復が図られる。この措置の具体例としては、謝罪広告がある。

○LAMVIC（報道被害救済弁護士ネットワーク）

報道被害の救済に積極的に取り組んできた弁護士を中心に設立した恒常的弁護団である。不当報道による人権侵害の防止と被害の救済のために 2001 年に発足した。報道被害の事前防止、事後救済を適切に行うことを目指す。裁判外の救済としては、報道機関、弁護士会に対する働きかけを行い、裁判上の救済としては報道差し止め仮処分、損害賠償請求訴訟などを行う。主に報道被害に対しての事後的な対策を行う。

○人権と報道・連絡会

マスメディアの報道による人権侵害を防止するための活動を目的として、1985 年に発足した市民グループである。事件報道における匿名報道主義を提唱し、市民的基盤を持つ報道評議会の設立を目指す。活動は、シンポジウムの開催や会報の発行である。

1.3.2 問題点

○BPO

- ・放送界全体に共通した報道倫理綱領がないため、倫理違反の基準がなく、審査しにくい。
- ・ある程度の成果が評価されているものの、放送界での取り組みでしかなく、マスメディア全体の向上にはつながらない。

○新聞社の苦情処理機関

- ・各新聞社への理解のある者が委員として選ばれている。
- ・専任の調査スタッフがいないため、積極的な苦情受け付けの体制が整っていない。
- ・各新聞社の報道基準が実名報道主義に基づいて作成されている。
- ・日本新聞協会が作成している新聞倫理綱領では、他国に比べ、人権の尊重についての記述が非常に曖昧である。

○民事訴訟

- ・名誉毀損訴訟でマスメディアが支払うよう命じられる損害賠償額は、被害者の受けた精神的苦痛や、その私生活にきたす支障の大きさ、裁判を起こす費用などを考えると、非常に低額と言われている。⁵

⁵ 2.1.2 を参照

以上のように、報道被害への対策がなされてきたことは事実だが、問題点も多くあるのが現状である。1999年、当時政権党であった自民党が、度重なる報道被害を理由に「報道と人権等のあり方に関する検討会」を設置し、欧米に見られるようなマスメディアの自主的なチェック機関や苦情処理機関の設置を強く求めた。また、2000年にはマスメディアも対象にした個人情報保護基本法が発表された。このことからわかるように、各マスメディアの報道被害への取り組みは注目されてきた。しかし、人権問題に取り組む法務局に寄せられる報道被害の相談は相次いでおり⁶、依然として深刻な問題であることがわかる。また、被害を訴えることでさらに大きな被害を生むことを恐れる人が多く、相談件数以上に報道被害が潜在していると考えられる。したがって、これまでの取り組みについては改善の必要性が議論され続けている。特に、マスメディアが事前に報道被害を抑止するような取り組みを自主的に行っていないことから、私たちは、マスメディア自身がこの問題に積極的に取り組んでいこうとするインセンティブを与えるような提言をしたいと考える。

⁶ 法務省(2001~2008)『人権侵犯事件統計』

第2章 損害賠償額高額化の効果

本章では、特許法の事例をもとに現在の民法の枠組みの中で、損害賠償額の高額化が報道被害を事前に抑止する機能を持つ可能性について検討する。まず先行研究を紹介し、その上で本稿の位置づけを述べる。その後実際に損害賠償額の高額化が報道被害の抑止に有効に機能するか否かの実証分析を行う。

2.1 先行研究と本稿の位置づけ

報道被害を抑止という目的で本稿を書き進めるにあたり、第章では報道被害を事前に抑止する取り組みが発達しないことを現状として述べた。本節では、報道被害を抑止する手段の1つとして損害賠償額に着目した理由と、それに関わる先行研究を紹介したうえで、本稿の位置づけを明らかにする。

2.1.1 損害賠償額への着目

報道被害を受けた際の対策の1つとして名誉毀損訴訟を起し、損害賠償額や謝罪広告の請求をすることが挙げられるが、現行法上の解釈ではこれらは被害者の損失を補うという事後的な救済の意味しか持っていない。しかし、私たちは知的財産権の損害賠償額の事例を参考に、損害賠償額の高額化は報道被害を事前に抑止する機能を持ちうるのではないかという考えに至った。以下に簡単ではあるが、知的財産権の損害賠償額の特徴について述べる。

知的財産権(特許法)の例⁷

平成 10 年に知的財産権の 1 つである特許法の損害賠償額の算定について規定がなされた。従来は[侵害品の販売数量すべてを権利者が販売し得た]ことを立証した場合にしか損害賠償は認められていなかった。つまり、従来は侵害が見つかった場合にのみ権利者に損害を賠償し、見つからなければそのまま利益を保持することができた。特許権は無形財産のため侵害の発見が困難なことや、侵害発見後に賠償しても侵害者に多大の利益が残るような場合、侵害のインセンティブは依然として高いことなどの問題点があったため、法改正が行われた。改正後は、[侵害者が譲渡した数量] × [権利者の単位数量あたりの利益額] が算定方法として取り入れられた。この結果、1990 年から 1994 年の主要な知的財産訴訟の平均賠償額が約 4600 万円であったが、法改正後の 1999 年から 2004 年の平均賠償額は約 3 億 2000 万円と高額化している。[侵害者が譲渡した数量]で、侵害がなければ特許権者がそれと同量の特許製品を販売できたという仮定は、当然に成立するわけではないので、抑止効果の向上を目的として、損害の填補を超える賠償制度が認められたことになる⁸。

⁷宮原耕史(2007)「特許法 102 条 1 項による損害賠償額の算定についての考察」『日本知財学会誌』3 号

⁸ 森田果、小塚荘一郎(2008)「不法行為法の目的」『NBL』874 号

以上の特許法の損害賠償を、名誉毀損訴訟の損害賠償にも当てはまらないかと考えた。名誉毀損は無形の財産的損害であり、報道被害者は潜在的に多く存在していることや、損害賠償額よりも報道によって得られる利益の方がはるかに大きい場合、名誉毀損訴訟で敗訴した場合にかかる費用は大きな金銭的損失にはならず、報道被害の抑止の効果があるとはいいたい。したがって、報道被害を減少させるために名誉毀損訴訟における損害賠償額にも抑止の意味を持たせることは可能ではないかと考え、実証分析を行うに至った。

2.1.2 先行研究

本項では、損害賠償を経済学的に分析した論文、損害賠償額の高額化を提言した論文、損害賠償に抑止的機能を持たせる論文をそれぞれ紹介する。

①損害賠償額の高額化を提言した論文

具体的な金額を明示した代表的な論文を挙げる。

升田(1997)は、当時の新聞、週刊誌等のマスコミによる名誉毀損の慰謝料の相場が100万円程度であったことから、損害賠償額のこのような相場を「名誉毀損における100万円の賠償ルール」と定義した。しかしこの100万円という額は常識的にみて低すぎるため、高額化を提言した。

塩崎(2001)は、「升田教授のいう100万円賠償ルールは、近時の人格の価値に対する高まりに照らし、今や著しく低額というほかなく、基準として採用の限りではない」と述べた。そして、死亡慰謝料との比較や産業計全労働者の平均年収額から考えて、500万円を基準額とすることが妥当ではないかといういわゆる500万円ルールを提言した。さらに損害賠償額を決定する際に酌量すべき要件の中に、加害行為の動機・目的や事実の流布の範囲・情報伝播力が含まれていることから、被害者の損失を補うだけでなく加害行為の抑止も損害賠償額の目的としていると考えられる。

また近年では松村・中村(2006)が名誉毀損を人格権侵害と捉え、損害賠償額の高額化を提言している。金額は1000万円を最低限の基準とし、さらに被害者に合わせた金額を加えた額にすべきと主張する。

②損害賠償を経済学的に分析した論文

浜田(1977)は、法と制度を経済分析して明らかにした上で交通事故、公害、欠陥商品⁹を例として挙げ、主に価格理論を用いて分析した。費用を3つに分類し、人的・物的損害と事故抑止のための費用を第一次費用、時間や所得の配分の仕方で公平性を持たせるための第二次費用、裁判費用や弁護士費用など事後的な第三次費用に分けた。経済学的な「効率性」の観点から考えると、第一次費用と第三次費用の両方が最小の場合、社会的に最適という考え方である。

③損害賠償に抑止的機能を持たせる論文

三島(1973)は損害賠償に抑止的機能を持たせるために懲罰的損害賠償制度の導入を提言した。刑事責任と民事責任は分化されており、加害者への制裁は刑事責任が担ってきたという通説を問題視した。特に報道被害のような非財産的損失の場合には、損害賠償額を飛躍的に高くすべきとし、加害行為の悪性の程度および加害者の性質の差などを考え合わせて民事罰の併用を考慮すべきと述べている。

⁹ これら3つをあわせて事故と呼ぶ

2.1.3 先行研究レビューと本稿の位置づけ

前節では損害賠償に関する先行研究を3つに分けて紹介した。本節ではそれらと本稿を比較することで本稿の位置づけを確かなものとする。

○高額化による報道被害抑止効果の実証分析

高額化を提言した理由として升田は常識的にみて低いことを述べ、塩崎は人格的価値の高まりや交通事故死亡慰謝料の高額化に比例させることを挙げているが、理論的裏付けはなされておらず根拠として弱い。したがって本稿では、まず損害賠償額高額化の必要性を報道被害抑止という観点から見て、損害賠償額を高額化と報道被害減少の相関関係を調べるために、実証分析を行う。その後、その結果をふまえて報道被害の構造を考察し、解決すべき問題点はどこにあるのか明らかにしていく。実証分析については2.3で、報道被害の構造の考察については3.1で述べる。

○報道被害抑止の構造についての経済理論による考察

浜田の経済学的分析では取り扱っていない報道被害についての経済理論による考察を行う。本稿では報道被害を損害賠償額により事前に抑止することを目的とする。したがって前述した第一次費用の考察を行う。

○現在の民法の中で抑止機能を持たせる

先行研究③の懲罰的損害賠償制度は、日本では刑法がその役割を果たしていることから現在の民法にはなじまない¹⁰と言われている。したがって法改正が行われなかり取り入れるのは困難である。しかし2.1.2の特許法の例で、損害賠償額に抑止効果と捉えられる算定方法が見られた。私たちは報道被害を早急に解決すべき問題とし、懲罰的損害賠償制度の導入よりも、まず現在の民法の枠組みの中で報道被害を抑止できないかと考えた。

2.2 損害賠償額の現状

私たちが損害賠償額に注目し、抑止効果を持つものと期待して論をすすめていくことは前述のとおりである。本節では、その損害賠償額の現状を救済方法と決定方法の2つに分けて説明する。

2.2.1 名誉毀損された場合の救済方法とその特徴

マスメディアに報道被害を受けた者を救済する方法には、差止請求、原状回復請求、損害賠償請求の3つがある。差止請求と原状回復請求は非金銭的救済、損害賠償請求は金銭的損害である。

①差止請求

裁判所が出版社に出版物の差止を請求するものであり、被害者の原状回復を目的とした、非金銭的救済措置である。特定の要件を満たしたときのみ認められる。実体的要件としては権利侵害があることと、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避ける必要があることの2点が挙げられる。手続的要件としては口頭弁論又は債務者審尋を原則として義務付けられている。表現行為の対象が、公的人物で公共の利害に関わる際には、原則として事前差止は認められていないが、「その表現内容が真実でなく、又はそれらが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」は事前差止が許されるとの見解を示している。

¹⁰ 文部科学省HP http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/012/021002c.htm

差止請求は報道被害を事前に抑止するために効果的な手段である。しかし出版物の検閲にあたってしまうため合憲性が問題視されており、また表現の自由に対する重大な制約となることから、著しい違法性が認められた場合にのみ認められている、極めて例外的な措置である。

②原状回復請求

民法 723 条では「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる」と規定されている。具体的には謝罪広告や取消広告を請求できる。謝罪広告、取消広告請求に必要な要件としては、名誉毀損による不法行為が成立していること、事実審の口頭弁論終結時において回復処分をする必要のあること、名誉回復処分に適当な処分であることが認められることの 3 点が挙げられる。

①と同じく、報道被害を事前に抑止する効果的な手段ではあるが、謝罪広告や取消広告は「謝罪」という行為の倫理性や、加害者名義での広告文を強制することを表現の自由の観点から問題視する立場では、その合憲性が疑問視されており、実務上は慎重な取り扱いとなっている。

③損害賠償請求

民法 710 条では「損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対してもその賠償をしなければならない」と規定されている。つまり名誉毀損をされた場合には損害賠償を請求することができる。事後的な救済方法であり、差止とは違っていったんは表現行為を行わせるものであるために合憲性の問題が少なく、名誉毀損訴訟の際に一般的に用いられる救済方法である。

平均金額は、2009 年に約 280 万円と升田の提唱した 100 万円は超えているものの塩崎の提唱した 500 万円には達していない(図表 2-1)。損害賠償額を決定する際の要件は次項で述べる。

2.2.2 損害賠償額の決定方法

損害賠償額はそれぞれの裁判所で裁判官の裁量によって決められており、具体的な算定方法や考慮すべき要素などは規定されていない。しかし、決定に際して斟酌すべき諸事情は、従来から種々議論されており、一般的には、(1)被害の程度・態様、(2)被害者の職業・社会的地位・身分、(3)侵害行為の態様、(4)侵害行為後の加害者の態度、(5)被害者・加害者間の関係などが挙げられている。名誉は無形財産であり、個々人の捉え方の違いもあるため、金銭的評価は難しく、裁判において適切な損害額を被害者が立証することは非常に困難である。さらに、名誉毀損を受けた場合に訴訟を起こし、裁判で勝訴するためには被害者自身で加害者の過失、およびその過失によって損害が発生したことの間の因果関係を立証しなければならない。敗訴した場合は訴訟費用を負担しなければならないことや、請求額に応じて手数料がかかる¹¹上、勝訴敗訴に関わらず多額の弁護士費用を支払わなければならない場合が多いことなども考慮すると、名誉毀損を受けても訴訟を起こすことを躊躇する人が多いと推測できる¹²。

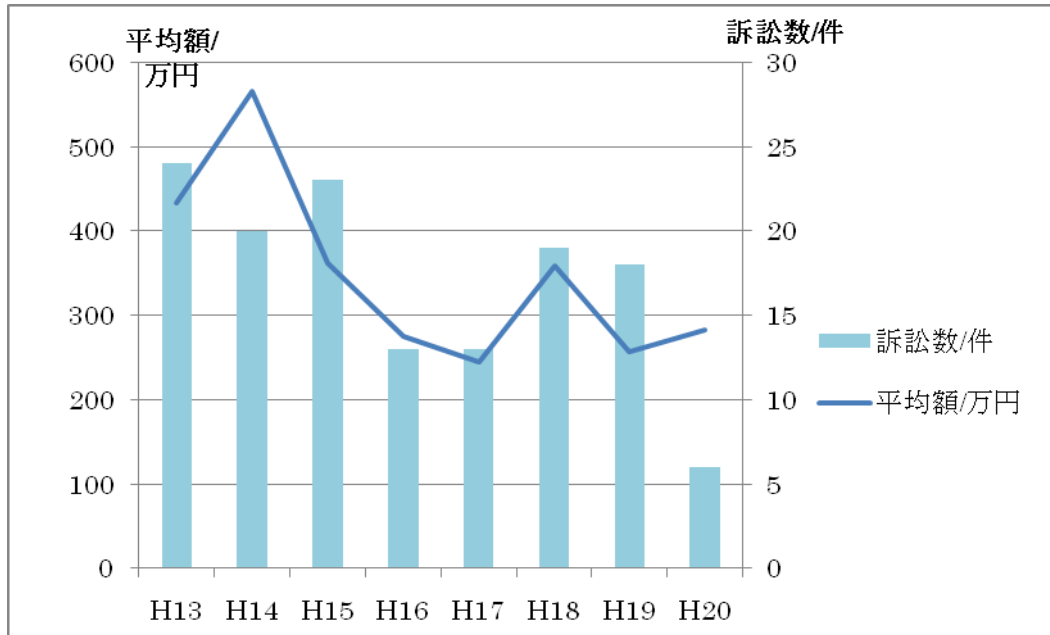
以上のような損害賠償額の現状は、被害者救済の見地からすると問題があることのように思われる。そもそも、損害賠償額をより高額化すべきという論文が多く書かれていることか

¹¹ 裁判所 HP 手数料額早見表 <http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/pdf/hayami.pdf>

¹² このような多くの問題点を抱える損害賠償制度では、現在の日本の法制度を変える必要があるようにも感じられるが、この問題については本節ではなく第 4 章で言及する。

ら、填補的損害賠償額としても適切な額ではないかもしれない。しかし本稿では、被害者救済のための填補的な損害賠償額高額化を目的としているのではなく、あくまで抑止の意味を持たせるための損害賠償額高額化の必要性という観点から論じる。名誉などの無形財産が毀損された場合に、事後的に金銭的な賠償によってこれを回復することは困難であるから、報道被害を抑止するために最も効果的なのは、損害賠償制度の抑止効果を有効に活用することで、報道被害をそもそも起こらせないようにすることが本稿の目的である。

図表 2-1 損害賠償平均額と報道被害に関する訴訟数の推移



出所：LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース <http://www.tkcllex.ne.jp/>より東北大学西澤研究会作成

2.3 実証分析

報道被害を事前に抑止する政策を模索する中で、私たちは損害賠償額が報道被害の抑止に対して効果をもつのではという仮説に至った。そこで本節では、報道被害とその発生要因との関係をパネルデータ分析によって調査し、損害賠償額の高額化が報道被害に対する抑止効果をもたらすことを実証分析していく。

2.3.1 報道被害のパネルデータ分析

まず、報道被害とその発生要因との関係性を、クロスセクションと時系列を組み合わせたパネルデータ分析によって明らかにする。パネルデータ分析を行う利点としては、サンプル数の増加によって自由度が増して推計の信頼性が高まる、変数間の変動が起きて多重共線性が発生しにくくなる、観察できない個体間の異質性を考慮した推計が行えるなど、多くが挙げられる。分析を行っていく上で、基本的なモデルを以下のように設定する。

$$y_{it} = \alpha + \beta x_{it} + \eta_i + \varepsilon_{it} \quad \dots\dots ①$$

$$i = 1, \dots, N \quad t = 1, \dots, T$$

y_{it} : 報道被害 x_{it} : 報道被害発生要因
 α : 定数項 η_i : 個別効果 ε_{it} : 誤差項

このモデルに対して適切な説明変数を設定し、分析を行っていく。

2.3.2 データの概要

分析の準備段階として、分析に使用するデータの概要を紹介する。

被説明変数には、各法務局に寄せられた報道被害の相談件数を用いる。法務省(2002～2006)「人権侵犯事件統計」によりデータを採取した。全国の法務局は、札幌法務局管内、仙台法務局管内、東京法務局管内、名古屋法務局管内、大阪法務局管内、広島法務局管内、高松法務局管内、福岡法務局管内の8つの管轄に分かれていることから、相談件数は、北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州沖縄の8地方に分類される。本来、被説明変数には報道被害の発生件数を選定するのが妥当であるが、報道被害のうち訴訟にまで至らないものや、判例として公開されていないものなど、潜在的な事例が多く存在している¹³ことから、報道被害のすべてを把握することは困難である。そこで、実際の発生件数に最も近いと思われる相談件数を用いた。

説明変数は、以下の通りである。

- ・平均損害賠償額

報道被害に対する損害賠償訴訟における認容額の平均を用いる。各高等裁判所の管轄は各法務局の管轄と一致しており、同じく8地方に分類される。「LEX/DBインターネットTKC法律情報データベース¹⁴」の判例データベースを使用して、報道被害によってマスメディアが訴えられた判例を調べ上げ、平均金額を算出した。損害賠償額の高額化が報道被害の抑止効果をもたらすのであれば、係数は負になると予想される。

¹³ 梓澤和幸(2007)『報道被害』岩波書店

¹⁴ LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース <http://www.tkclex.ne.jp/>

- ・ラグ付訴訟件数

前述のデータベースによって得られた、前年度の報道被害に関する訴訟件数を用いる。マスメディアは訴訟を起こされることによるイメージダウンを恐れ、訴訟件数が増えた翌年には報道被害の発生に一層の注意を払い、報道被害を生む可能性のある報道を自粛するというのが、法律関係者の一般的な見解である。よって、これも係数が負になると予想される。

- ・マスメディア産業収入

電通総研「情報メディア白書」(2009)をもとに、放送業、新聞業、出版業の販売収入(放送業は営業収入)を合算した報道による収入金額を用いる。利益追求のために売上を伸ばしたり、売上増加によって報道の量が増えたりすることによって、報道被害が発生する機会が増えると考えられるので、係数は正になると予想される。

- ・刑法犯認知件数

警察庁「平成 20 年の犯罪情勢」より、刑法犯認知件数を用いる。犯罪の多い地域ほどモラルが低下していると考え、モラルを凶る指標として設定した。犯罪が多いほどマスメディアによる犯罪報道の量も増えると想定されるので、報道被害が発生しやすくなると思われる。

- ・県民所得

内閣府「県民経済計算」(平成 18 年度)より、経済状況を表す指標として県民所得を用いた。経済状況の悪化が報道被害の発生に与える影響を検証する。

変数の基本統計量は、図表 2-2 の通りである。

2.3.3 OLS推定

まず、個体の個別効果がないものと仮定すると、①式を次式のように変形できる。

$$y_{it} = \eta + \beta x_{it} + \varepsilon_{it} \quad \dots\dots ②$$

これに対して前節で述べた変数を当てはめ、単純な OLS 推定を行う。推定結果は図表 2-3 の通りである。各変数の係数は有意性が小さく、自由度修正済み決定係数も 0.71 と小さい値を示している。そこで、次に個体間の異質性を考慮したモデルによる推定を行う。

2.3.4 固定効果モデルにおける LSDV 推定

パネルデータ分析を行う際には、観察できない個体間の異質性、すなわち個別効果 η_i に配慮する必要がある。個別効果が存在するとき、説明変数と相関がある場合と相関がない場合が考えられるが、前者の場合には固定効果モデル、後者の場合には変量効果モデルが適用される。そこで、まず個別効果と説明変数との間に相関があると仮定し、固定効果モデルにおける検証を行う。個別効果が確定的に決まるとすると、定数項は各個体に固有であって、個別効果 η_i は個体ごとの定数項ダミーとみなすことができる。よって、①式は次のように変形される。

$$y_{it} = \sum \eta_i \cdot D_{ji} + \beta x_{it} + \varepsilon_{it} \quad \dots\dots ③$$

D_{ji} : 第 j 番目のダミー変数 ($j = i$ のとき 1、 $j \neq i$ のとき 0 をとる)

ここで、③式に 2.3.2 で設定した変数を当てはめ、LSDV（最小二乗ダミー変数）推定を行った。推定結果は図表 2-3 の通りである。この場合、自由度修正済み決定係数は 0.92 と高い値を示しており、各変数は概ね予想通りの動きを見せている。しかし、これだけでは固定効果モデルが適切であるとは言い難い。そこで、今回採用した固定効果モデルが本当に適切なモデルであるかどうかの検定を行っていく。

2.3.5 固定効果モデルの有意性の検定 -F検定-

前節では、個体が個別効果を有するものとして推計を行ったが、実際には個体間には差異が存在しない可能性もある。そこで、個体間に統計的に有意な差異が存在するかどうかを、F 検定によって明らかにする。帰無仮説では個別効果がないとされるから、

$$H_0: \eta_1 = \eta_2 = \dots = \eta$$

となる。帰無仮説の下での回帰式は、②式となる。よって、個別効果がないという帰無仮説に対する F 統計量は、 $F = 10.7904$ であり、自由度が 7, 27 の F 分布において、P 値は 0.000002 であった。これにより、1% 有意で帰無仮説は棄却され、固定効果モデルが採用される。

2.3.6 固定効果モデルの有意性の検定 -Hausman検定-

2.3.4 では、個別効果と説明変数の間に相関があると仮定し、LSDV による推定を行ったが、もし両者の間に相関がなければ、個別効果は確率分布に従うとする変量効果モデルを採択し、GLS（一般化最小二乗法）による推定を行うことになる。そこで、客観的なモデル選択方法として、Hausman 検定を採用する。Hausman 検定とは、固定効果モデルと変量効果モデルとの差に関する検定である。個別効果と説明変数が独立ならば両モデルの推定値に大差はなく、個別効果と説明変数との間に相関があるならば両モデルの推定値に差がでるといのが、Hausman 検定の基本的な考え方であり、個別効果と説明変数が独立であることを帰無仮説とする。

検定を行ったところ、検定統計量は 54.4614 であり、自由度 5 の χ^2 分布において、P 値は 1.685×10^{-10} となった。これによって 1% 有意で帰無仮説は棄却され、固定効果モデルが採用される。

2.3.7 分析結果の考察

以上のプロセスにより固定効果モデルが特定化されたところで、改めて③式の分析結果（図表 2-3）について考察していく。

(1) 損害賠償額の高額化による報道被害の抑止効果

平均損害賠償額の係数が負を示しており、10% 有意であることから、損害賠償額を高額化させることで、報道被害相談件数が減少し、報道被害の抑止につながるという結果が得られた。

(2) その他の要因について

想定していた通り、ラグ付訴訟件数がマイナスに有意であった。t 値の大きさから、報道被害の減少に対して強い影響力を持っていることがわかる。マスメディア産業収入と刑法犯認知件数も、予想通りプラスに有意であった。報道量の増加やモラルの悪化が、報道被害の発生に結び付いていることが示唆される。県民所得は、予想に反して正の係数を持ったが、有意性は小さく、経済状況が報道被害に与える影響は小さいと推測される。

以上のように、損害賠償額は報道被害に対して抑止効果を持つという第 2 章における仮説は、実証分析によって支持されることとなった。しかしながら、損害賠償額の高額化がどのようにして報道被害の減少に働くのか、その内部構造は明らかでない。そこで第 3 章では、損害賠償額高額化がもたらす報道被害抑止の構造を分析していく。

図表 2-2 基本統計量

	平均	最大値	最小値	標準偏差
報道被害相談件数 (件)	34.2	133	6	28.54794
平均損害賠償額(百万円)	1.453661	9.9	0	2.682983
ラグ付訴訟件数(件)	2.35	24	0	5.456354
マスメディア産業収入 (兆円)	6.48754	6.5513	6.4466	0.038494
刑法犯認知件数 (万件)	31.31696	113.3004	5.3704	31.14933
県民所得 (兆円)	47.77661	157.8569	10.01565	43.52627

図表 2-3 推定結果

被説明変数：報道被害相談件数	OLS			LSDV		
	係数	標準誤差	t 値	係数	標準誤差	t 値
定数項	-417.16711	416.747	-1.00101			
平均損害賠償額	-0.15195	1.018182	-0.14923	-1.46351 *	0.9241955	-1.58355
ラグ付訴訟件数	0.43611	0.878614	0.496362	-3.977 **	0.9468367	-4.2003
マスメディア産業収入	65.60381	64.19648	1.021922	90.40975 **	37.64074	2.401912
刑法犯認知件数	-0.05213	0.314228	-0.1659	1.48635 **	0.73125	2.032615
県民所得	0.55651 **	0.221869	2.50829	2.12579	2.51936	0.843783
北海道ダミー				-614.46 **	254.32349	-2.41606
東北ダミー				-651.89 **	271.34853	-2.40241
関東甲信越ダミー				-892.51 *	547.57204	-1.62994
中部ダミー				-722.63 **	317.33358	-2.2772
近畿ダミー				-760.09 **	331.16973	-2.29516
中国ダミー				-622.3 **	261.58012	-2.37902
四国ダミー				-585.53 **	250.99441	-2.33285
九州沖縄ダミー				-662.38 **	280.1915	-2.36403
標本数	40			40		
自由度修正済み決定係数	0.71350687			0.92453154		
** 5%有意水準 * 10%有意水準						

第3章 報道被害発生と抑止の構造

第2章では、損害賠償額の高額化が報道被害の抑止につながるのではないかという仮説をもとに、報道被害とその発生要因との関係をパネルデータ分析によって調査した。それによって、損害賠償額の高額化が報道被害に対して抑止効果を持つという分析結果が得られた。しかしながら、高額化がマスメディアにどのような影響を与え、そしてどのようにして報道被害抑止へとつながっていくのか、そのメカニズムは未だ明らかでない。そこで本章では、まず報道被害の内部構造を明らかにした上で、高額化が抑止へと働くそのメカニズムを経済学的な視点で解明していく。3.1 では報道被害をもたらす原因となるマスメディアの性格とその発生の仕組みを、3.2 では原因の1つである利益至上主義に着目した経緯を述べる。そして3.3 では利益至上主義に基づく行動を効用最大化と費用最小化の2つに分類し、3.4 で損害賠償額と上記2つの関係性を理論的に考察する。

3.1 報道被害発生の仕組み

損害賠償額の高額化が報道被害の抑止へとつながる仕組みを分析する前段階として、報道被害の内部構造を明らかにする必要がある。報道被害をもたらす原因となるマスメディアの性格とその発生の仕組みとして、梓澤(2007)を参考に、以下の3つを挙げる。

①マスメディアの利益至上主義

日本のマスメディアでは、読者や視聴者に対する誠意や公正さより、自分の会社や国の利益に対する関心の方がはるかに強い様子がうかがえる。インターネットの普及に伴って、情報社会を生き抜こうと必死になる余り、真実を伝えるべき存在としての責任感を見失っている姿勢が報道被害を発生させる。

②マスメディアと被報道者の圧倒的な力の差

現代のマスメディアは、瞬時に情報を何百人もの人々に伝える力を持ち、無力な一個人の私宅を何十人、何百人の人々で取り囲む威力をもつ。一方、被報道者である一般市民は、マスメディアに対して訴えたとしても、それを多くの人々に伝える力はない。つまり、マスメディアは公権力機関とは明らかに違う社会的存在だが、一般市民にとっては公権力と同じ程の強大な力を持っているのである。このような大きな企業相手に一般市民が太刀打ちできないという構造は、報道被害を発生させ易くしてしまっていると同時に、報道被害には潜在的なものが多いと言われる原因にもなっている。

③マスメディアが得られる公式な情報の少なさ

マスメディアは犯罪報道の情報源を警察に依存しており、しかも犯罪に関する捜査情報は公開されずに警察に独占され、警察のマスメディアに対する情報コントロールを監視する仕組みはほとんどないのが現状である。本来、警察のような強力な権力を行使する行政機関の活動は、知る権利の対象とされるべきだが、現在の法体系では、捜査情報は情報公開の対象から無条件に外されており、報道機関は警察からの情報を恩恵的に与えられているだけだと

いえる。こうした状況下でマスメディアは、わずかな情報から事実関係を明らかにできないまま報道したり、何とか独自の情報を得ようと過剰な取材をしたりしてしまい、報道被害の発生へとつながる。

3.2 利益至上主義への着目

前節で述べたように、報道被害が起こる原因としては上記の3つが挙げられるが、続いて本節では、この3つの原因の関係性についても明らかにしておきたい。

まず、②のようなマスメディアの権力の行使は、場合によっては報道被害をもみ消すことさえできてしまうため、被報道者の人権に対する配慮の欠如した報道が許されてしまうという点で、①の利益至上主義を助長する形になっている。また、③のように情報を警察に独占されてわずかな情報しか得ることができない状況下でも、利益至上主義に陥ったマスメディアは、他社との差別化を図ろうとして、事実検証不十分な報道や過剰な取材などの利益獲得行動に走ってしまうと考えられる。以上のことから、利益至上主義という性格は他の2つの原因とも強い関連性を持つてことがわかる。よってこの利益至上主義は、マスメディアが報道被害を生み出すことに直結する重大な問題として捉えることができる。そこで私たちはこの利益至上主義に注目した。

3.3 利益至上主義と損害賠償額の関係性

本節では、報道被害の発生原因の1つである利益至上主義に焦点を当てていく。まず、マスメディアが利益至上主義に陥ってしまった場合の行動を、(i)効用最大化と(ii)費用最小化という2つに分類して考察する。効用最大化と費用最小化についての説明は以下の通りである。

(i) 効用最大化の行動

マスメディアは、スクープ合戦に力を入れる。1つの内容を多くのマスメディアが報道するのだから、いかに早く、いかに興味深く報道できるかに力点を置いている。損害賠償額よりも報道による売上から得られる利益が上回っていれば、マスメディアに金銭的損失はない。マスメディアの効用は最終利益によって計られるとすると、効用を最大化しようとすれば、訴えられる可能性を認識していたとしても、センセーショナルな報道をする方が合理的な選択である。

(ii) 費用最小化の行動

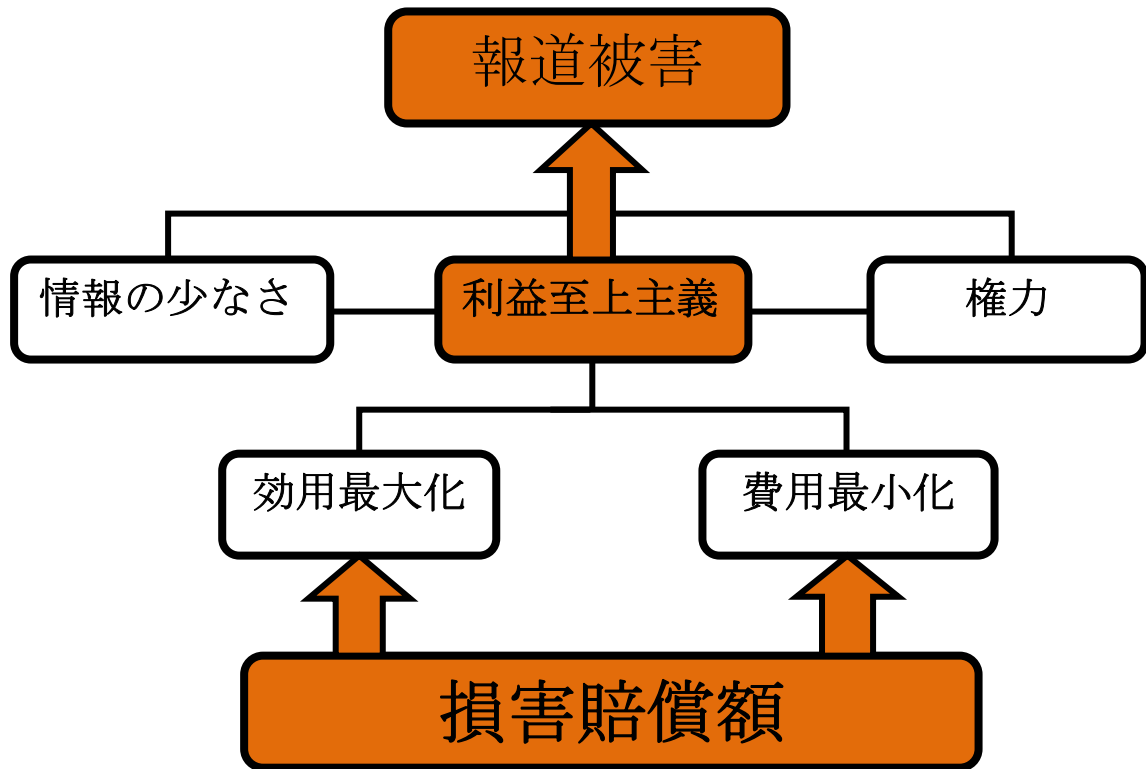
マスメディアは報道をするにあたり、誤報・取材方法・報道内容などによって訴訟される可能性があり、訴訟を予防する為にジャーナリスト教育や事前調査等をする。しかし、報道被害として訴えられ損害賠償額を支払ったとしても、予防をするよりも費用が小さくなる場合、マスメディアは予防のインセンティブを失ってしまうだろう。したがって、ジャーナリスト教育や、1.2.1 で例に挙げた BPO などのマスメディア自身での責任制度にかけるコストを削減し、誤報や過剰かの判断に力を入れないため、報道被害へとつながってしまう。

この2つのマスメディアの行動に関する分析を行ったところ、いずれの行動にも損害賠償額の大きさが関わっていることがわかった。その詳細については次節で述べる。

ここで、これまでの理論を整理したい。報道被害と損害賠償額の間を視覚的に表したのが、図表 3-1 である。損害賠償額の高額化が報道被害の抑止につながる仕組みを分析する上で、報道被害の内部構造を明らかにしたところ、報道被害の主たる原因であると考えられる

マスメディアの利益至上主義という性格と、それに基づいた効用最小化と費用最小化という行動が見えてきた。よって次節では、損害賠償額が効用最大化と費用最小化に影響を与えていることを理論的に考察する。そして、2.3 で実証分析した損害賠償額高額化による報道被害の抑止効果は、図表 3-1 のような構造によってもたらされているということを明らかにしていく。

図表 3-1 報道被害と損害賠償額の関係



3.4 理論的考察

前節において報道被害発生の構造を提示したが、まだ議論は完璧ではない。2.3 節では損害賠償額と報道被害に相関があることを示した。また 3.1～3.3 節においては、利益至上主義というマスメディアの性格が報道被害をもたらす要因となっていることについて言及した。しかし、利益至上主義という背景の中で、損害賠償額がマスメディアの行動にどのような影響を与えているのかという議論がいまだなされていないのである。本節では、損害賠償額が利益至上主義にもとづくマメディアの行動に影響を与えている事を理論的に証明することによって、前節で提示した構造図をより確かなものとした。

本節で議論を進めるまえに、私たちが考える報道被害の構造を経済学の理論に従って説明する。あるマスメディア χ は利益至上主義に従って合理的選択を行う。報道するという行為において、 χ はあらゆる行動パターン(選択肢)を考慮する。簡単化のために、 a と b 二つの選択肢を考え、 a という行為は他者に損失を与え(この因果関係は成り立つとする)、 b という行為は他者に損失を与えないとする。報道被害が起こるとき、 χ は a という選択肢を選択しているが、私たちは損害賠償額がその選択行動の要因のひとつであると考え。ミ

クロ経済学的に見るならば、マスメディアは自らの効用を最大化するために不法行為を行い、報道にかかる費用をなるべく節約するために情報の事前調査を怠る可能性があり、そこに損害賠償額が関わってくるということである。以下、効用最大化と費用最小化という基本的理論を用いて考察していく。

3.4.1 マスメディアの効用最大化行動

本稿で分析する対象は不法行為（誤報や過剰報道）による報道被害である¹⁵。報道する側の不法行為が、その対象となった個人・法人に精神的・社会的な損失を及ぼす。また、その因果関係が確定しているものとする。

(a) Becker(1968)の理論

犯罪に関する経済的研究においては Becker(1968)の研究が有名である。これをきっかけに国内外で多くの犯罪に関する論文が出されている。この研究は「犯罪はある意味市場取引の対象であり、犯罪者が犯罪を実行するかどうかの選択は、それによる利益・費用を考慮に入れた合理的な選択行動の一つとなる」という仮定を基礎としている。これを期待効用の視点から端的に表したのが以下のモデルである。

$$EU = pU(Y - f) + (1 - p)U(Y)$$

P : 捕まり罰せられる確率 U : (計測可能と仮定した場合の) 効用

EU : 期待効用 f : 貨幣ではかった刑罰の重さ Y : 犯罪による利益

犯罪者は、犯罪による期待効用が合法的活動(犯罪を起こさないこと)による期待効用を上回るとき、犯罪を実行する。したがって、犯罪を実行する者は、その動機の違いからではなく利益と費用に差があるから犯罪者となるのである。ここでいう利益・費用は必ずしも金銭的なものとは限らない¹⁶が、この式を導入するにあたってそれらは貨幣額に換算できるものとする。このとき、所得の限界効用が正である限り、

$$\partial EU / \partial p = U(Y - f) - U(Y) < 0$$

$$\partial EU / \partial f = -pU'(Y - f) < 0$$

である。

Becker は、政策的に p と f を選択することで、犯罪数をコントロールすることができる」と述べている。また、 p を引き上げる(逮捕確率を上げる)ことや刑罰を執行するためにはそれだけの費用がかかるため、罰金や賠償金の有用性にも触れている。

また Marché (2002) によると、 p と f の値は負のインセンティブに分類される。しかし犯罪抑止に影響する要因にはそれだけではなく、賃金引き上げや教育など潜在的犯罪者が合法的な活動をすることによる便益を上げる活動(正のインセンティブ)も含まれていると言及している¹⁷。

(b) 不法行為への応用

本項では、Becker (1968) の理論を犯罪だけではなく不法行為にも応用できると考え、これに基づいて考察を行う。ここでは報道する側を加害者、人権を侵害される側を被害者と呼

¹⁵ 以下、故意または過失による誤報・過剰報道など人権を侵害する報道行為を「不法行為」と総称する。

¹⁶ たとえば利益については、犯罪行為自体から何らかの喜びを得る愉快犯には何らかの金銭以外での利益が存在するといえる。

¹⁷ Gary E. Marché, 太田勝造監訳(2006)『合理的な人殺し—犯罪の法と経済学—』木鐸社

ぶこととし、上記の期待効用モデルに報道被害をあてはめると以下のようにになると推測する。

$$EU = pU(Y - f) + (1 - p)U(Y)$$

P : 提訴され損害賠償を命じられる確率 U : (計測可能と仮定した場合の) 効用

EU : 期待効用 f : 損害賠償額

Y : 不法行為による利益

潜在的な加害者は「合理的な犯罪者である」と仮定する¹⁸と、不法行為による期待効用(上記のモデル)が合法的活動による期待効用を上回るとき、加害者は不法行為を行う。つまり加害者は、損害賠償を命じられる確率だけでなく、損害賠償額と不法行為による利益を考慮して行動するのである。

加害者が不法行為を行う主な動機は視聴率や売上を上げることであり、ここにおいても利益・費用は必ずしも金銭的なものとは限らない。また Y の値は政策的にコントロールすることは困難である。また p に関しても、訴訟における判決は法律の条文に基づき判例や学説、具体的な状況を考慮した上で裁判官の裁量によって行われるものであり、一般化して把握することは難しい。そこで、仮に Y と p が一定であるとしたとき、不法行為を抑止する手段の1つとして相対的に f の値を引き上げることで EU を抑え、不法行為を抑止することができる。言い換えると、 f の値が十分でなければそれだけマスメディアは不法行為を行う可能性が高くなるのである。

ここでひとつ疑問がある。利益至上主義にもとづいてマスメディアが行動しているとする。しかしだからといって、利益を追求するマスメディアが必ずしも人権を侵害するような報道を行うとは限らないのではないか。この疑問には上記の期待効用の考え方によって答えることができる。上の式においては、損害賠償額や不法行為による収益が直接期待効用に影響を与えるわけではない。損害賠償額の「効用」や、不法行為による収益の「効用」が期待効用に影響を与えているのである。不法行為を行うマスメディアは、不法行為の収益に対する弾力性が、損害賠償額に対するそれより高いであろう。

しかしいま、2.3節で損害賠償額と報道被害の件数には負の相関があることが示された。 Y や p をコントロールすることが困難な状況において、不法行為を抑止するために政策としてできることは、 f を引き上げることである。

3.4.2 マスメディアの費用最小化行動

一般的に企業が財を生産するときは、利潤を最大化するため、その費用が最小となるような仕方を選ぶ。同様に、マスメディアもまた報道をする際にその費用が最小となるような仕方を選ぶであろう。しかし、報道という財はこれまでに述べられたように、個人・法人に損失を与える可能性がある。このようなコストは外部費用と呼ばれ、損害賠償によって内部化されるため、マスメディアは予防費用も考慮に入れて報道をする際の費用を決定しなければならない。

2.1.2で紹介した浜田(1977)のように、経済学的な「効率性」の観点から、損害賠償を分析した先行研究は比較的多く存在する。このように外部費用だけでなく予防費用へのインセ

¹⁸ 本稿における加害者には個人だけでなく企業などの組織も含まれる。Beckerの研究における犯罪者は個人であり、組織の行動に上記の期待効用モデルを用いることができるかどうかには議論の余地がある。しかしここでは簡単化のため、組織は個人と同程度もしくはより合理的に行動すると仮定し、上記のモデルをそのまま用いることとした。

ンタイプ効果を考慮した場合の企業行動を分析した先行研究は少ないが、R.Cooter (1997) 19 が取り扱っており、本稿での参考として取り上げる。

(a) R. Cooter (1997) の理論

Cooter(1997)によると各意思決定者は非負の値をとる変数 x を決定する。変数 x は予防活動の程度を表し、他者が外部損害を被る確率 p に影響を与える。予防のための費用は予防の量が増加するにつれて大きくなり、異なる意思決定者は、相異なる予防の費用を支払う場合があると仮定している。外部損害の程度は変数 h で示され、また b によって、予防の費用の点で意思決定者を分類するための変数を表している。

以上を曲線に統合したものが以下である。

$$c = \text{意思決定者にとっての予防の費用} \\ = c(b, x(b))$$

ここで、 $c_2 > 0$, $c_{22} \geq 0$, かつ $x(b) = b$ タイプの個人の予防, c_i は第 i 番目の変数による偏微分、 c_{ij} は i 番目の変数による偏微分をして第 j 番目の変数でさらに偏微分した関数を意味している。

社会的費用 SC は外部損害の期待値と自身の予防との費用になるので

$$SC(b) = \int p(h, x(b)) h dh + c(b, x(b)) \quad \dots\dots ①$$

ここで SC は全ての b について微分可能な、 $x(b)$ の凹関数であると仮定している。 b タイプの個人の数密度関数 $f(b)$ で表わされ、社会的費用の総和は、各タイプの個人にとっての費用で与えられる。

$$SC = \int SC(b) f(b) db$$

効率性のためには、意思決定者が社会的費用 SC を最小化するような予防 $x(b)$ を選択しなければならない。

$$\text{効率性} = \min_{x(b)} SC \mid x(b) > 0$$

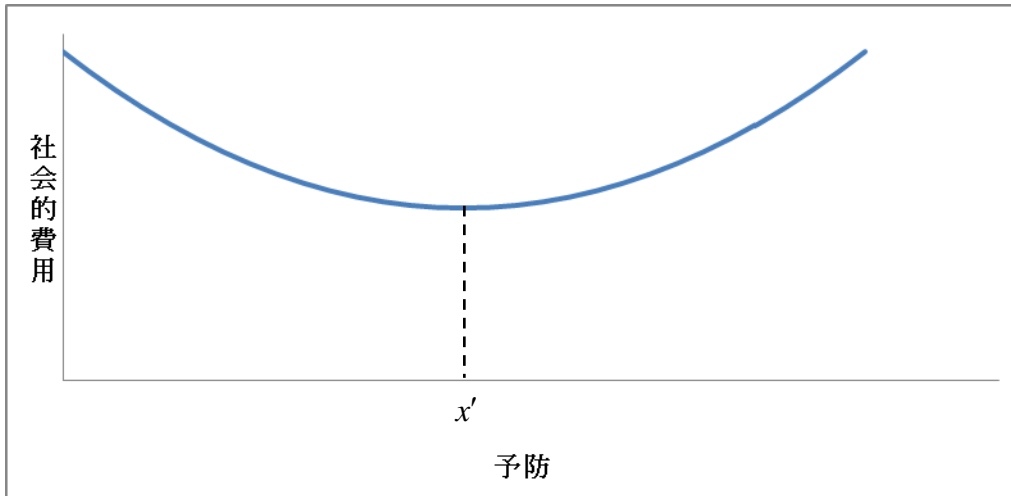
一階の条件は、

$$SC' = \int p_2 h dh + c_2 > 0 \quad (\text{すべての } b \text{ について})$$

以下の図表 3-1 は値 b における方程式①のグラフであり、解は一階の条件の不等号が等号となる場合である。ここでは予防の程度が小さいときの予防の少しの増加は大きく外部費用を減少させ、予防の程度の高いときの予防の少しの増加は外部費用を少ししか減少させないとしている。

19 ロバート・Cooter(1997)著 太田勝造編訳(1997)『法と経済学の考え方』を指す

図表 3-1 社会的費用



出所：Robert.Cooter 著 太田勝造編訳(1997)『法と経済学の考え方』 p.102

社会的費用を最小化する予防を x' として示している。そして各意思決定者は、予防の費用と課される期待罰則の和である期待私的費用の最小化を行うとし、期待私的費用は以下のように表わされている。

$$\text{期待私的費用 } PC(b) = \int s(r)r(h, x^* - x)p(h, x)dh + c(b, x) \quad \dots\dots ②$$

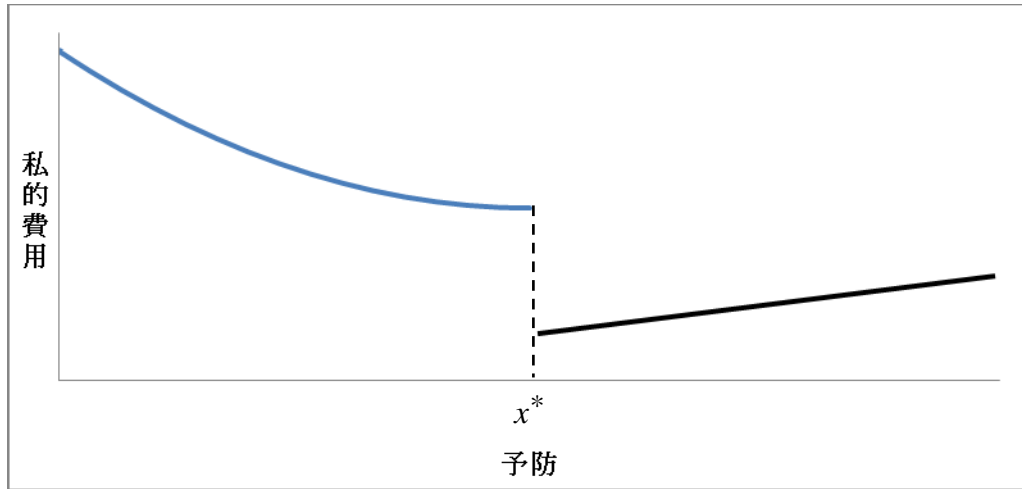
r = 課されるべき制動（罰則） x = 意思決定者の予防 ($x \geq 0$) x^* = 法的注意基準
 h = 外部損害 p = 外部損害 h の生じる確率密度 ($1 \geq p \geq 0$)
 b = 意思決定者を分類するための変数 $s(r)$ = 課されるべき制動が現実に課される確率

予防についての一階条件は次のようになる。

$$\int [(s'rp + sp)r_2 + srp_2]dh + c_2 > 0 \quad \dots ③$$

ここで1つのルールを仮定する。予防の程度を許される程度と禁止される程度の2つに分割する。具体的には法的基準 x^* を設定し、仮に外的損害を発生させてしまった場合、その基準以上の予防を意思決定者が行っていた場合は罰則を与えないが、基準以下の予防を行っていた場合は罰則を与えるというものである。以下の図表 3-2 はこのルールにおける、私的費用の方程式②を示したものである。ここでは図表 3-2 を簡単にするために外部費用と罰則は一致すると仮定する。

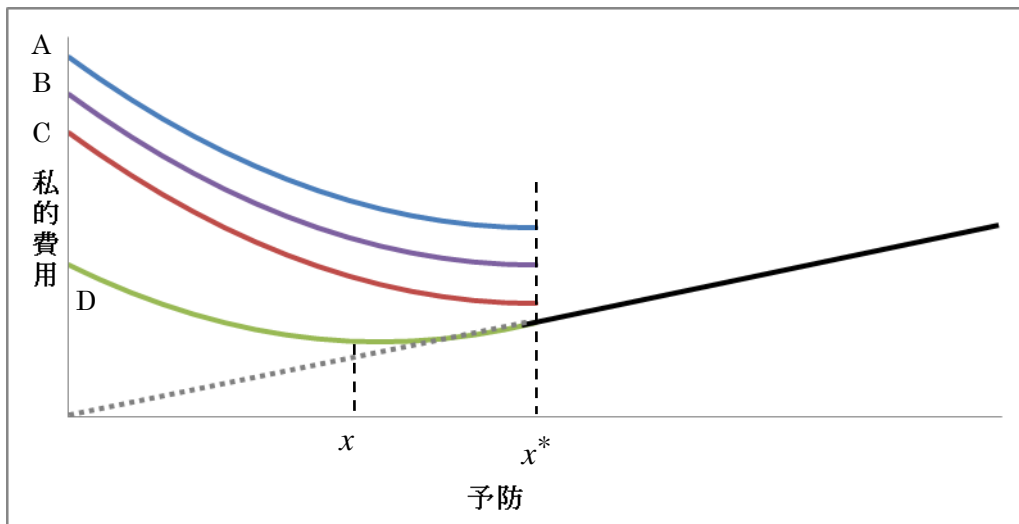
図表 3-2 私的費用



出所：Robert. Cooter 著 太田勝造編訳(1997)『法と経済学の考え方』 p.103

予防 x が法的基準 x^* よりも小さい場合は図表 3-1 と曲線は一致する。予防が増加すると法的基準 x^* から費用曲線がジャンプする。自己利益追求の点で合理的な人は予防の程度として、私的費用を最小化する点である x^* を選ぶであろう。しかし、これは罰則が十分に大きい場合であり、罰則が小さい場合では私的費用を最小化する程度は x^* よりも小さくなってしまふ。この点を示したものが図表 3-3 である。

図表 3-3 私的費用の様々な罰則に対する反応



出所：Robert. Cooter 著 太田勝造編訳(1997)『法と経済学の考え方』 p.104

ここで重要なのは罰則の高い A やそれよりも低い B、C の曲線であれ差はない。しかし罰則の低い D の曲線では費用を最小化する予防が法的基準よりも小さくなってしまふ可能性がある。以上が Cooter(1997)の私的費用の説明である。

(b) 報道被害の損害賠償への応用

本項ではこの Cooter(1997)の私的費用の理論に基づき、マスメディアの私的費用について考察を行う。法的注意基準について、民法における損害賠償は過失責任が原則であるので、Cooter(1997)の仮定した予防の程度を許される程度と禁止される程度の2つに分割するルールは適用することができる。意思決定者を企業、課されるべき制動を課されるべき損害賠償額、外部損害を報道被害としてあてはめると以下のようにになると推測される。

$$\text{期待私的費用 } PC(b) = \int s(r)r(h, x^* - x)p(h, x)dh + c(b, x)$$

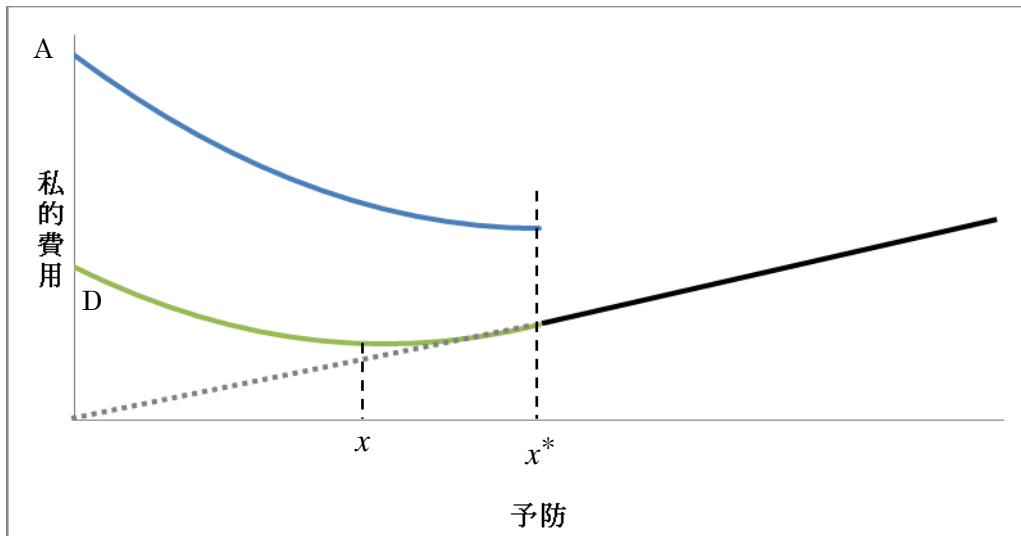
r = 課されるべき損害賠償額 x = 意思決定者の予防 ($x \geq 0$) x^* = 法的注意基準
 h = 報道被害 p = 報道被害 h の生じる確率密度 ($1 \geq p \geq 0$)
 b = 企業を分類するための変数 $s(r)$ = 課されるべき損害賠償額が現実に課される確率

ここでの予防とはマスメディアによるジャーナリスト教育や十分な事前調査、報道内容の事前審査などを意味する。 p や $s(r)$ の値は企業側が選択する x の値、つまり予防の程度と裁判官の裁量などに依存しており、政策的に x の値をコントロールし、報道被害を減少させるには r の値を変動させる必要がある。

次に、現在の報道被害の状況を私的費用の理論から考察していく。1.2.2 で述べられたように、報道被害は相次いでおり、「LEX/DBインターネット TKC法律情報データベース 20」の報道被害によってマスメディアが訴えられた判例をみると、およそ半数以上が損害賠償を認容されている。また同一の企業が繰り返し報道被害を起こしているだけでなく、複数の企業が報道被害を引き起こし損害賠償が認容されていることから、現在の損害賠償額が低く、多くの企業が裁判所の判断する法的注意基準よりも小さい予防の程度を選択している可能性があると考えられる。ここで報道被害による損失と損害賠償額が一致していると仮定すると、企業の私的費用曲線は図表 3-4 のようである可能性が危惧される。従って、法的注意基準まで企業側が選択する予防の程度を引き上げ、報道被害を減少させるためには損害賠償額を現状のDからAのように引き上げ、企業側に予防へのインセンティブを与える必要がある。

²⁰ LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース <http://www.tkclex.ne.jp/>

図表 3-4 報道被害と損害賠償額の現状



出所：Robert.Cooter(1997)著 太田勝造編訳(1997)『法と経済学の考え方』 p.104
を参考に東北大学西澤研究会作成

なお、現時点ですでに、個人のプライバシーなどの権利が過剰に保護されているという主張も存在する。しかし本稿の冒頭で述べたとおり、報道被害は事前に防がれるべきであると私たちは考える。裁判員制度導入という法制度の転換点に立っているいま、その必要性はより高くなるであろう。このことについて、次章にてより詳細な政策提言を行う。

第4章 政策提言と今後の展望

4.1 政策提言 ～損害賠償額の高額化～

現在までの法律家の一般的な見解として、損害賠償額は常識的に考えて低額であり高額化すべきであるとされていたが、それは根拠の乏しいものであった。私たちは損害賠償額が報道被害の抑止に対して効果を持つのではないかという仮説を立て、その仮説の正当性を 2.3 の実証分析で明らかにし、損害賠償額の高額化には報道被害を抑止する効果があるという結果を得た。しかし、それだけでは損害賠償額の高額化がどのように報道被害に影響を及ぼすのか、そのメカニズム解明のためにはまだ十分ではなかった。そこで、マスメディアの内部構造上の問題である利益至上主義に着目し、3.4 ではそれに基づくマスメディアの行動を、効用最大化と費用最小化の2つの視点から理論的に考察した。その結果、損害賠償額はマスメディアの行動に関わっていることがわかり、損害賠償額を高額化することにより、報道被害の抑止につながる影響を与えることができるという結論に至った。

以上のことを踏まえ、私たちは、最高裁判所に向けて政策提言として民事訴訟の枠組みの中での「損害賠償額の高額化」を提言する。さらに、損害賠償額の高額化のもう1つの導入手段として法改正の必要性、そして、この政策から期待されるマスメディアの自主的な取り組みについても言及したい。

4.1.1 民事訴訟の枠組みにおける損害賠償額の高額化

第3章までに得られた結論に基づき、私たちは最高裁判所に向けて損害賠償額の高額化を提言する。これまで述べてきたように、報道被害が起こる要因の1つとして損害賠償額が挙げられる。現在の損害賠償額は裁判官の裁量によって決められているが、それは被害者を事後的に救済する填補的な意味合いが強く、報道被害抑止の機能は含まれていない。抑止効果を持たせるために損害賠償額を高額化し、事前に報道被害を防ぐことがこの政策提言の最大の狙いである。2.1.2にある知的財産権のように、民事訴訟における損害賠償額に抑止効果を持たせている事例があり、この考え方を報道被害に対しても適用すべきであると考え。このまま高額化せずには、報道被害が減ることはなく、これからも被害者が相次ぐ一方だろう。私たちは、将来起こることが目に見えている被害を見逃すことはできない。どの程度高額化すべきかなど具体的な損害賠償額についてはまだ検討の必要があるが、民法の枠組みの中で抑止効果を考慮することで損害賠償額を高額化し、被害者救済のみならず報道被害を抑止すべきだと考える。

4.1.2 現行法の見直しの必要性

4.1.1では現在の民法の枠組みの中でも損害賠償額の高額化は実現可能であると述べた。しかし、民事罰を実際に導入することで、この政策提言はより現実的なものとなる。事後的救済の意味合いしか持たない現在の損害賠償制度を再検討することは、現行法の見直しにつながる。2.2.2で述べたように現在の損害賠償額の現状には問題点が多く見られ、制度見直

しを提言する論文も見られる²¹ことから、私たちは現在の法制度を改正し民事罰の導入を提言する。

民事罰の観念が現行法体系と根本的に矛盾するから議論の余地はない、と頑なに拒絶しては、法制度の実質的な充実は見込めない。従来の仕組みにとらわれることなく、時代の流れに合った法律を導入すべきだと考える。

4.2 展望

本節では、私たちが本稿で取り組むことのできなかった残された課題について提示し、今後の議論の必要性を訴えたい。残された課題は主に2つある。

4.2.1 残された課題

3.1 で挙げた②マスメディアと被報道者の力の差と③マスメディアが得られる公式な情報の少なさの2点については、今回解決しきれなかった課題である。①の利益至上主義を解決することだけでは報道被害のすべてを解決することができないため、今後も議論が必要とされる。

4.2.2 表現の自由との兼ね合いについて

損害賠償額を高額化することが報道自体の抑止につながりかねないため、マスコミ側が過剰に自己規制をして、正しい情報が報道されなくなるのではないかと懸念がある。しかし、日本国憲法において表現の自由は、公共の福祉に反しない限りにおいて認められているものである。報道被害を生み出すような表現は憲法に定められる表現の自由に反するため、それを抑止することは表現の自由の侵害には当たらないのではないかと私たちは考える。さらに4.1.2で述べたメディア倫理の向上で、マスメディア自身が表現の自由を見つめ直すことを期待できるため、マスメディアの今後の変化とともに注目していきたい点である。

²¹ 先行研究に挙げた三島(1973)の他にも、佐伯仁志(2009)『制裁論』有斐閣、初岡宏成(2008)「メディアの寡占化と報道の自由」『北海道教育大学紀要』第59巻など

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

升田純(1997)「名誉と信用の値段に関する考察」『NBL』628号
塩崎勤(2001)「名誉毀損による損害額の算定について」『判例タイムズ』1055号
三島宗彦(1973)「損害賠償と抑制的機能」『立命館法學』105・106号

《参考文献》

浅野健一・山口正紀(1995)『匿名報道』学陽書房
浜田宏一(1977)『損害賠償の経済分析』東京大学出版会
監修：宮原守男 編集：松村光晃、中村秀一(2006)『名誉毀損・プライバシー 報道被害の救済—実務と提言』ぎょうせい
梓澤和幸(2007)『報道被害』岩波書店
浅野健一(1984)『犯罪報道の犯罪』学陽書房
Gary.S.Becker 著 増田辰良訳(2005)「犯罪と刑罰：経済学的アプローチ」『北海学園大学法学研究』
Robert.Cooter(1997)著 太田勝造編訳(1997)『法と経済学の考え方』

《データ出典》

電通総研(2009)『情報メディア白書』
法務省(2001～2008)『人権侵犯事件統計』
警察庁(2009)『平成20年の犯罪情勢』
内閣府(2006)『県民経済計算』
LEX/DBインターネット TKC法律情報データベース<http://www.tkcllex.ne.jp/> 最終アクセス日時 2009年10月29日21時44分